

議案第90号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から36の項までを1項ずつ繰り上げ、同表37の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を36の項とし、同表中38の項を37の項とし、同表39の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を38の項とし、同表40の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を39の項とし、同表41の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を40の項とし、同表中42の項を41の項とし、43の項を42の項とし、44の項を43の項とし、44の2の項を44の項とし、同表85の項及び87の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表88の項中

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）	（ア） 住宅部分について、戸数の区分に応じた金額
	（イ） 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額
	（ウ） 非住宅部分について、床面積の合計の区分に応じた金額

を
「

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、（イ）に掲げる金額を除く。）	（ア） 住宅部分について、戸数の区分に応じた金額
	（イ） 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額
	（ウ） 非住宅部分について、床面積の合計の区分に応じた金額

に、
「

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）	（ア） 住宅部分について、戸数の区分に応じた金額
	（イ） 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額
	（ウ） 非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額
	（エ） 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額

を
「

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、（イ）に掲げる金額を除く。）	（ア） 住宅部分について、戸数の区分に応じた金額
	（イ） 共用部分について、床面積の合計の区分に応じた金額
	（ウ） 非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額
	（エ） 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（低炭素建築物誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、床面積の合計の区分に応じた金額

に、「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表 89 の項中

「

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）

を

「

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、（イ）に掲げる金額を除く。）

に、「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表 93 の項中

「

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

を

「

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査
一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

に、

「

イ 共同住宅等の場合

を

「

イ 共同住宅等の場合（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。ウの（イ）並びに(2)のイ及びウの（イ）において同じ。）

に、「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表 94 の項中

「

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査	(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合	ア 一戸建ての住宅の場合	前項の(1)のAに規定する額の2分の1に相当する額	
		イ 共同住宅等の場合	前項の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額	
		ウ 一の建築物全体の場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	（ア） 計画の認定を受けた住宅部分（（イ）に規定するものを除く。）	前項の(1)のウの（ア）に規定する額の2分の1に相当する額
			（イ） 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(1)のウの（イ）に規定する額の2分の1に相当する額
			（ウ） 計画の認定を受けた非住宅部分	前項の(1)のウの（ウ）に規定する額の2分の1に相当する額
	（エ） 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分		前項の(1)のウに規定する額	
	(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅の場合	前項の(2)のAに規定する額の2分の1に相当する額	
		イ 共同住宅等の場合	前項の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額	
		ウ 一の建築物全体の場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	（ア） 計画の認定を受けた住宅部分（（イ）に規定するものを除く。）	前項の(2)のウの（ア）に規定する額の2分の1に相当する額
			（イ） 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(2)のウの（イ）に規定する額の2分の1に相当する額

		(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）	前項の(2)のウの(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額
		(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）	前項の(2)のウの(エ)に規定する額の2分の1に相当する額
		(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(2)のウに規定する額

を
「

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額	(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合	ア 計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	前項の(1)のAに規定する額の2分の1に相当する額	
		イ 新たに追加する一戸建ての住宅の場合	前項の(1)のAに規定する額	
		ウ 計画の認定を受けた共同住宅等の場合	前項の(1)のイに規定する額の2分の1に相当する額	
		エ 新たに追加する共同住宅等の場合	前項の(1)のイに規定する額	
		オ 一の建築物全体の場合（アからエまでに掲げる場合を除く。）	(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（（イ）に規定するものを除く。）	前項の(1)のウの(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
			(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分	前項の(1)のウの(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
			(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分	前項の(1)のウの(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額

		(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分	前項の(1)のウに規定する額	
(2) 上記以外の場合	ア 計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		前項の(2)のアに規定する額の2分の1に相当する額	
	イ 新たに追加する一戸建ての住宅の場合		前項の(2)のアに規定する額	
	ウ 計画の認定を受けた共同住宅等の場合		前項の(2)のイに規定する額の2分の1に相当する額	
	エ 新たに追加する共同住宅等の場合		前項の(2)のイに規定する額	
	オ 一の建築物全体のうち(アからエまでに掲げる場合を除く。)	(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 (イ)に規定するものを除く。)		前項の(2)のウの(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
		(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分		前項の(2)のウの(イ)に規定する額の2分の1に相当する額
		(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分(モデル建物法を用いるものに限る。)		前項の(2)のウの(ウ)に規定する額の2分の1に相当する額
		(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)		前項の(2)のウの(エ)に規定する額の2分の1に相当する額
		(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分		前項の(2)のウに規定する額

に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表95の項中

「

イ 共同住宅等の場合

を
「

イ 共同住宅等の場合（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。ウの（イ）並びに(2)のエからカまで及びキの（エ）から（カ）までにおいて同じ。）

に、
「

(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
	イ 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
	ウ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
	エ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円

		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
オ ーの建築物全体の場合 (アからエまでに掲げる場合を除く。)	(ア) 住宅部分 (ウ) 及び (エ) に係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
	(イ) 住宅部分 (ウ) 及び (エ) に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
	(ウ) 共同住宅等部分 (仕様基準を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
	(エ) 共同住宅等部分 (性能基準を用いるもの)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円

に限る。)	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
(オ) 非住宅等部分(モデル建物法を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	80,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円
	申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円
	申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	400,000円
(カ) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	210,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円

		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
		申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円

を「

(2) 上記以外の場合	ア 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準があって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
	イ 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
	ウ 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）の場合	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
エ 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円	

するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)の場合	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
オ 共同住宅等(仕様基準を用いるものに限る。)の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
カ 共同住宅等(性能基準を用いるものに限る。)の場合	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円

キーの建築物全体の 場合（アからエまでに 掲げる場合を除く。）	（ア）住宅（（エ）から（カ）までに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
	（イ）住宅部分（（エ）から（カ）までに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	16,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	17,000円
	（ウ）住宅部分（（エ）から（カ）までに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	31,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	35,000円
	（エ）共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
	（オ）共同住宅等部分（仕様基準を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	30,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	52,000円

	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	95,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
(カ) 共同住宅等部分（性能基準を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	63,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	250,000円
(キ) 非住宅等部分（モデル建物法を用いるものに限る。）	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	80,000円
	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	130,000円
	申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	210,000円
	申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	280,000円
	申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	340,000円

		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	400,000円
(ク) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)		申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	210,000円
		申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	330,000円
		申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	480,000円
		申請する床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1件につき	590,000円
		申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	700,000円
		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	800,000円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。